

小山市公告第 10 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物についてその所有者または管理者を確知できないため、法第 14 条 10 項の規定により次の通り公告する。

令和 2 年 2 月 3 日

小山市長 大久保 寿夫

1. 対象となる特定空家等の所在地

小山市大字福良字岸福 64 番

2. 対象となる建築物の概要

種類：工場兼事務所

構造：木造亜鉛鉄板葺き平屋建

床面積：97 m<sup>2</sup>（工場部分 74 m<sup>2</sup>、事務所部分 23 m<sup>2</sup>）

3. 所有者等に命じる必要な措置

対象となる建築物の除却

4. 措置の期限

令和 2 年 2 月 24 日

期限までに措置が履行されなかった場合は、小山市長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

5. 動産等の取扱

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに搬出又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先へ通知すること。

6. 問い合わせ先

小山市都市整備部建築指導課空き家対策室

電話 0285-22-9824

FAX 0285-22-9237